

利用した覚えのない「料金請求」に注意

防災安全課
内線 276

突然、利用した覚えのない有料アダルトサイトの情報料や利用料を請求されたことはありませんか。はがきや電話、電子メールなどで架空請求されることがあります。心当たりのないものは、相手に連絡することやお金を支払う必要はありません。

架空請求の種類（一般的な例）

アダルトサイト関係

例えば「18歳以上ですか?」の問いに「はい」をクリックすると請求画面が現れるもの。これが「ワンクリック」詐欺といわれるものです。出会い系サイト関係

無料サイトに登録すると同時に有料サイトにも二重登録されてしまつものです。

はがき関係

「最終通告」とか「支払督促状」などで記載されていることが多く、不安にさせてお金を振り込ませる手口です。

メール関係

送付されたメールのURLにアクセスすると実際にアドレスが存在していることが相手に認識され、執拗（しつよう）に請求メールが届くようになります。

架空請求の対応

利用してなければ払わないお金は払わないで放置し、脅し文句にひるまないようにしましょう。

これ以上個人情報知らせない絶対に自分から連絡しない、メールを返信しない、開封通知も送らないようにしましょう。

証拠は保管しておく

督促メールやはがきなどの証拠は保管しておきましょう。また、家族が代わりに支払わないように、自分には覚えがないことをはっきりと伝えておきましょう。

警察へ届け出る

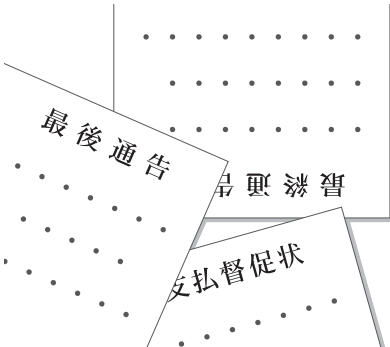
根拠のない悪質な取り立てを受けたときや、支払ってしまったときは警察に届け出をしましょう。

市民相談

市では、毎週月曜日から木曜日まで（祝日は除く）市民相談を行っています。時間は、各日午前9時から午後3時までです。お気軽にご利用ください。

「すぐに振り込まない」

一人で振り込まない



シリーズ

『男と女』

平成17年に内閣府が行った「男女間における暴力に関する調査」によると、結婚したことのある女性の約3人に1人が、配偶者から体や心への暴力を振るわれたことがあるといえます。DV（ドメスティック・バイオレンス）はもはや誰にでも起こりうる、身近な社会問題となりました。

10代、20代の若い男女の間でも例外ではなく、「デートDV」といわれて問題となっています。

たとえば、交際相手のことを全て把握しないと気がすまない。携帯電話の履歴やメールを勝手に見たり消したりする。「お前は自分では何にもできないやつだ」といった、人格を否定するような言葉を浴びせられる。思い通りにならないと、怒鳴る。暴力を振るう。お金を貢がせる。服装などに自分の好みを押し付ける。交友関係に過度に干渉するといった行為。

自分に当てはまることがあるという人は、気付いてください。自分ではささいなことだと思っけていてもその行為によって人を傷つけている場合があるということです。人それぞれ、自分とは違う考え方や価値観があつて当たり前。「愛情」という名のものと、これらの「暴力」を正当化するものは、あまりにも自分本位で身勝手なことです。

もちろん、男性に限ったことではありません。DVの被害者の多くは女性ですが、男性が被害に遭う場合も少なからずあります。また、子どもを暴力行為の対象とした場合は、「虐待」という名のDV行為になります。DVは、誰もが被害者にも加害者にもなりうるのです。

（文責 岩田）

男女共同参画⑮

DV～身近にある暴力～